2012
2月号
第432号

広報 かざまうら
KAZAMAURA

村の花鳥木

発　　行　風間浦村役場
編　　集　総　務　課
HPアドレス　http://www.kazamaura.jp/
印 刷 所　青森コロニー印刷

勇壮な纏振りを披露　『風間浦村消防団出初式』

▶今月の内容◀

2　消防団出初式
3　風間浦村の介護保険
4～7　お知らせ
8　税務だより
9　年金だより
10　社協だより
11　健康だより
12　はじめまして、戸籍の窓

▶村民憲章◀

1、わたくしたちは、きまりを守り、親切で明るい村をつくります。
1、わたくしたちは、仕事に喜びをもち、豊かな村をつくります。
1、わたくしたちは、青少年に希望を老人に生きがいを、そして心のあたたかい村をつくります。
1、わたくしたちは、自然を愛し、花と緑の美しい村をつくります。
1、わたくしたちは、常に知識を求め、スポーツに親しみ、楽しい村をつくります。

防災意識の高揚と無火災を祈る

平成二十四年風間浦村消防団出初式

新春恒例の風間浦村消防団出初式が1月4日に風間浦中学校体育館で開催されました。

初めに、五十洲光男消防団長より団員及び関係者に対し一年間の活動への感謝と、本年の抱負を交えた挨拶に続き、飯田村長から訓示が述べられました。

続いて第三分団木下重利部長の指揮の下、各分団の纏で構成された纏振り演技では、力強く振り上げられる纏の勇壮さに大きな拍手が送られました。

その後、蛸島敏春村議会議長、横浜力県議会議員、越前陽悦県議会議員、菊池憲太郎県議会議員、小野冨志幸大間警察署長代理より祝辞が述べられ、川本次郎村議会副議長の発声による万歳三唱で決意を新たに、今年一年の防火意識の高揚と無火災を祈りました。

あいさつする五十洲光男村消防団長

優良団員章受賞者

本部分団団員　飯田義明
第二分団団員　佐賀亮
第二分団団員　佐賀浩平
第三分団団員　根戸内士

優良団員表彰を受ける団員

無火災への決意を新たにする消防団員

風間浦村の介護保険

風間浦村では、高齢者を対象とした介護予防教室「生き活き会」を開催しています。

「生き活き会」では、日常の食生活を通じて健康を意識してもらいたいと考え、風間浦村食生活改善推進員会からの協力を受けて、参加者に「高血圧予防の料理」「糖尿病予防の料理」「バランスを考えた料理」などの料理を作ってもらい、自宅での味付けと健康を意識した味付けでの違いを感じてもらっています。

また自宅でも出来る身体機能低下の予防として、手足を使った体操や、認知症予防としてさまざまな指先の運動等を行っています。

この他にも各地区において「高齢者いきいき教室」を開催していきますので、村で行う介護予防教室に是非一度参加してみてください。参加することでどんな事が身体機能低下や認知症の予防に繋がるか再確認することができるはずです。

日常生活を元気に過ごすために必要なことは普段からの予防です。無理をせず出来ることを継続するよう日頃から意識してみてください。

第１回介護保険事業計画策定委員会が開催されました

平成24年度から26年度までの３年間における介護保険事業計画の基本方針やサービス内容等を審議する介護保険事業策定委員会の第１回目が平成23年12月７日に開催されました。

来年度からの介護保険料につきましても、介護保険事業計画策定委員会において現在審議されております。

お知らせ ～information～

家族そろって、交通災害共済に加入しましょう。

日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金またはケガの程度に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。

【共済期間】：平成24年４月１日から平成25年３月31日まで１年間

青森県交通災害共済は、年間お一人３５０円の会費であなたの安心をお約束します。

１日の治療でも見舞金が **２万円**

弔慰金は **100万円**

弔慰金、見舞金の対象となる場合は？

(1)自動車、バイク、自転車、介護人のついていない車イスなどの道路交通による人身事故。
(2)歩いていて車にはねられたり、ひかれたりした事故。
(3)自動車で走行中に転倒したり、追突されてケガをしたとき。
(4)自転車の補助いすに子どもを乗せて走行中、子どもがスポーク等に足をはさんでケガしたとき。
(5)自動車運転中、誤ってガードレール等にぶつかり、ケガをしたとき。

２月中に各地区婦人会が加入に伺います。詳しいことはチラシをご覧ください。

■問合せ先
役場総務課　☎３５－２１１１

後期高齢者医療　高額医療・高額介護
合算療養費支給申請のお知らせ

■支給対象者
後期高齢者医療制度に加入している方で医療費と介護サービス費の両方を負担している方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

■対象期間
毎年８月１日から翌年７月31日までの１年間です。

■支給額
所得区分に応じて自己負担限度額（表１）があり、支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が支給されます。

表１
自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	６７万円
一般	５６万円
低所得Ⅱ	３１万円
低所得Ⅰ	１９万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の場合
低所得Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯員全員の各所得が０円である場合

■支給申請
支給を受けるには必ず申請が必要となります。
なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、２月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は担当窓口に申請してください。

【申請に必要なもの】
・支給申請書
・後期高齢者医療被保険者証
・介護保険被保険者証
・印鑑（認印）
・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなられている場合は受領申立書の提出が必要です。
※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。
※重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。
※対象期間中に他の医療保険、介護保険に加入歴があり医療費、介護サービス費の負担がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯、７月31日時点で後期高齢者医療被保険者の資格を死亡・生保加入により喪失している方がいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になると思われる方は担当までお問い合わせください。

■担当
総合福祉センター「げんきかん」
村民生活課　後期高齢者医療係
☎35－３１１１

「下北検定」を実施します

下北の歴史・自然・文化などに関する「下北検定」を実施します。

下北のことをどれだけ知っているか、あなたの「下北人度」を試して見ませんか？

■い　つ：平成24年２月18日（土）
午前11時～11時40分
※午前10時30分から受付します。

■どこで：下北会場　下北文化会館２階「視聴覚教室」及び「大集会室」
東京会場　下北沢一番街商店振興組合事務所２階
（東京都世田谷区北沢２－37－17）

■どんな：「しもきた～豊かさを求めて～」（北のパイオニア発行。購入についてはお問い合わせください。）、「ぐるりんしもきた（青森県下北半島旅ガイド）」（各市町村役場、観光施設等に配置）から下北の歴史、自然、文化などを題材にして50問を出題します。

■定　員：下北会場は100人、東京会場は15人（先着順）

■参加費：無料

■申込方法：電話またはＦＡＸ（住所、氏名、電話番号、受検会場を明記）でお申し込みください。

■申込・問合せ先
下北地域県民局　地域支援室
☎　0175－22－1195
FAX　0175－22－1176

国の教育ローンのご案内
（日本政策金融公庫　国民生活事業）

高校、大学等への入学時・在学中に係る費用を対象とした公的な融資制度です。

■ご融資額　学生・生徒１人あたり300万円以内

■利　　率　年2.55％（固定金利、平成23年12月10日現在）
（母子家庭の方の利率は年2.15％）

■ご返済期間　15年以内
（交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内）

■お使いみち　入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

■ご返済方法　毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

■問合せ先　教育ローンコールセンター
☎0570－008656（ナビダイヤル）
☎03－5321－8656

平成23年分所得税の確定申告

平成23年分の申告期間は、２月16日（木）～３月15日（木）までとなります。

なお、むつ税務署における申告書の作成指導と受付は、土・日・祝日を除く午前９時から午後５時までです。

※　申告書の作成は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると非常に便利です。
「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税や消費税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。
また、作成したデータは印刷して書面で提出できる他、「e-Tax（国税電子申告・納税システム」を利用して、インターネットで自宅や事務所などから提出することができます。
申告書の作成・提出は、さらに便利で使いやすくなったe-Taxをお勧めします。詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

※　給与所得者などの還付申告は、２月15日（木）以前でも提出できます。
還付金の受取りは、銀行などの預貯金口座への振込が便利です。

■問合せ先
むつ税務署　☎0175－22－3294

◆むつ科学技術館だより◆

【２・３月コミュニケーションシアターのご案内】

コミュニケーションシアターでは、３月まで以下のソフトを上映致します。

当館にお越しの際は、ぜひコミュニケーションシアターへも足を運んでみて下さい。

《上映ソフト》
①10：00～　③15：00～
世界絵本箱シリーズ『スイミー（他４本）』（30分）
②12：00～
『清酒のルーツ復活』（35分）

【２・３月つくってたいけん工作教室のご案内】

当館では、毎週土曜日と日曜日、祝日にお子様を対象にした、つくってたいけん工作教室を開催しています。

現在は『ビーズでつくろう！』を開催中です。予約や参加費は必要ありませんので、ぜひ参加してみて下さいね！開催時間は日によって異なります。お気軽にお問い合わせ下さい。

＊掲載時の企画内容と異なる場合もございます。

【臨時休館のお知らせ】

２月21日・22日は職員研修のため臨時休館致します。ご迷惑をお掛け致しますが、ご了承下さい。

■問い合わせ先
むつ科学技術館
☎25－2091　Fax25－2092
《URL》http://www.jmsfmml.or.jp/msm.htm

自動車の名義変更・廃車手続き及び車検はお早めに！
【車検は１ヵ月前から受けられます】

例年３月は、名義変更（移転登録）・廃車（抹消登録）・住所変更等（変更登録等）・車検（継続検査）の手続きで、運輸支局及び事務所の窓口は、相談者･申請者であふれ座る場所がないほど大変混雑します。特に、３月中旬頃から月末にかけて徐々に待ち時間が長くなり申請者の皆さんに大変ご不便をおかけしております。名義変更や廃車等の手続きは、混雑を避け待ち時間が少ない３月14日以前に手続きしていたくようお願いします。また、車検（継続検査）は、１ヵ月前から受けることができますので、３月下旬に集中しないようお早めに受検していただくようにお願いします。

ユーザー車検については、下記のインターネット検査予約サイト等により検査予約を行ってください。

なお、軽自動車は「軽自動車検査協会」が手続き窓口になり、手続き方法等が違いますので、ご注意ください。

≪普通自動車≫

○東北運輸局青森運輸支局	青森市大字浜田字豊田139－13 テレフォンサービス（情報案内）　☎０５０－５５４０－２００８
○八戸自動車検査登録事務所	八戸市桔梗野工業団地２丁目12－12 テレフォンサービス（情報案内）　☎０５０－５５４０－２００９
○青森運輸支局ホームページ	http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/am ※ホームページで必要書類の確認、委任状等の取得が可能です。
○検査法人ホームページ	パソコン　http://www.navi.go.jp 携帯電話　http://www.navi.go.jp/m/
○自動車検査予約ヘルプデスク	（予約操作のお問い合わせ） ☎０５７０－０３０－３３０

≪軽自動車≫

○軽自動車検査協会青森事務所	青森市大字浜田字豊田129－２ ☎０１７－７３９－６５６８ 検査予約☎０５０－３１０１－９１２１
○軽自動車検査協会青森事務所八戸支所	八戸市北インター工業団地１－９－２ ☎０１７８－２１－２１３５ 検査予約☎０５０－３１０１－９１２２
○軽自動車検査協会ホームページ	http://www.keikenkyo.or.jp ※ホームページで必要書類の確認、検査予約が可能です。
○検査予約ホームページ	パソコン　http://www.kei-yoyaku.jp 携帯電話　http://mobile.kei-yoyaku.jp

○受付時間　平日８：45～12：00、13：00～16：00（土、日、祝日は休みです）

小さな掛金・大きな補償！！ スポーツ安全保険

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です

＊５名以上の団体でご加入ください

対象となる事故	●団体活動中の事故　●往復中の事故（自動車事故による賠償責任は適用外）
補償内容	傷害保険（通院、入院、後遺障害、死亡）・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険
加入受付期間	平成24年３月１日から翌平成25年３月30日
保険期間	平成24年４月１日午前０時から平成25年３月31日午後12時まで ※年度途中の申込みは、加入手続きを行った翌日午前０時から平成25年３月31日までとなります。
掛金	１人年額800円～11,000円（団体の活動内容・年齢構成などによって異なります）

財団法人スポーツ安全協会青森県支部
〒038-0021　青森市安田近野234－７　財団法人青森県体育協会内
TEL017－782－6984（電話受付時間は平日午前９時00分から午後５時00分まで）
※詳しくは、ホームページをご覧下さい。http://www.sportsanzen.org

青森県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

必ずチェック最低賃金！　使用者も、労働者も

１　青森県特定（産業別）最低賃金が、平成23年12月21日から改正されました。金額等は次のとおりです。

（１）鉄鋼業　時間額　**７７０**円
（改正前：７６７円）

（２）電子部品･デバイス･電子回路､電気機械器具、情報通信機械器具製造業
時間額　**７０５**円
（改正前：７０２円）

（３）各種商品小売業　時間額　**６９８**円
（改正前：６９５円）

（４）自動車小売業　時間額　**７３６**円
（改正前：７３３円）

２　なお、青森県で働く全ての労働者及び使用者に適用される「青森県最低賃金」は、平成23年10月16日から、時間額６４７円に改正されています。

３　詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。
http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

■問合せ先
青森労働局労働基準部賃金課
☎０１７－７３４－４１１４

公益社団法人あおもり被害者支援センター

ボランティア相談員第４期生

募　集

「公益社団法人あおもり被害者支援センター」は、犯罪、交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に、各種の支援を行う民間の被害者支援団体です。

センターは平成19年10月１日に設立され、ボランティア相談員が電話相談活動・直接的支援活動・広報啓発活動を行っています。

あなたも私達の活動に参加してみませんか。皆様の応募を心からお待ちしております。

■募集期間・・平成23年12月1日から平成24年3月31日まで
■応募資格・・(1)年齢25歳以上の方
(2)秘密を守れる方
(3)被害者支援に理解と意欲のある方
(4)平日に支援活動に従事できる方
(5)養成研修を受講できる方（月１回、平日午後に行います）
■募集人員・・若干名
■申し込み・・申し込み書類に必要事項を記入し、事務局（下記）までお送りください。
■問合せ先・・公益社団法人あおもり被害者支援センター
〒030-0822　青森市中央3-20-30
県民福祉プラザ3階
☎017－718－2085（平日午前10時から午後5時まで）

相続登記はお済ですか月間

日本司法書士会連合会と各都道府県の司法書士会では、毎年２月を「相続登記はお済ですか月間」と定め、相続登記の手続きを促す啓発活動の一環として、相続登記に関する無料相談会を実施しております。

相続登記は期限が定められていないため、手続きが遅れがちであるうえ、中にはそのまま放置していたり、うっかり忘れてしまう人もいます。相続した土地や建物を亡くなった人の名義のままにしておくと、いざ売るという場合や担保に入れて融資を受けようとする場合などに、手続きが順調に進みません。また、相続人が死亡してしまったり、新たな相続人が現れ権利が複雑化してしまうなどの事態が発生すると、時間も費用もかさむようになりますので、登記は早目に確実に終わらせておくことが重要です。しかも、登記の手続きも個々の相続によって千差万別ですので、専門家に相談いただくのが確実な方法です。

こうした背景から実施される「相続登記はお済ですか月間」は、今年で28回目を迎え、青森県司法書士会では、下記のとおり２月１日から29日までの１ヶ月間各司法書士事務所において無料で相談に対応させていただくこととしています。

■相談内容　相続登記
■相談期間　２月１日から２月29日までの１ヶ月間（土・日・祝日は除く）
■相談場所　青森県内の各司法書士事務所
※ご相談にスムーズに対応させていただくために、事前に各司法書士事務所へご相談のご予約をなさることをお勧めします。
■費　　用　無料
■問合せ先　青森県司法書士会　☎017-776-8398
〒030-0861　青森市長島３丁目５-16

女性司法書士による女性のための無料法律相談会

※秘密厳守ですので、安心してご相談ください

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律の関係するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

今まで相談したいと思ってもなかなか機会のなかった皆様、相談しにくさを感じていらした皆様、女性ならと思っておられる皆様、ぜひこの機会をご利用ください。予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

■日時：平成24年３月３日（土）
午前10時～午後４時まで
■場所：アピオあおもり　２階研修室
〒030－0822　青森市中央３丁目17－１
☎017－732－1010
■主催：青森県司法書士会
■問合せ先：青森県司法書士会
☎017－776－8398
（青森市長島３－５－16）

なお、相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので、相談員にご確認ください。また、上記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター（☎0120－940－230）へご連絡いただけると相談（有料）のご案内やご相談内容に応じたお近くの司法書士の紹介を行っております。

税務だより

住民税申告のお知らせ

下記の日程により住民税の申告を受付していますので、忘れずにおいでくださるようお願いします。

日程			対象地区	場所	時間	用意するもの
2月	7日	(火)	蛇浦地区	蛇浦公民館	午前９時～午後４時	○印鑑・源泉徴収票・生命保険及び地震保険支払証明書・各種領収書・口座番号・障害者手帳（家族含む）出納簿（収支決算のわかるもの） ○家屋の新築をされた方は、年末残高証明書・領収書又は契約書・住民票・家屋の登記事項証明書を用意して下さい。 ○家屋の増改築の方は、年末残高証明書・領収書・増改築工事証明書・家屋の登記事項証明書を用意して下さい。 注１）指定地区以外での申告の受付については、各地区別に申告書を整理しておりますので、ご遠慮ください。 注２）　還付申告をされる方は、源泉徴収票が必要となりますので必ず持参してください。 ※不明な点等がありましたら、税務会計課課税徴収グループまでご連絡下さい。
	8日	(水)	蛇浦地区	蛇浦公民館		
	9日	(木)	蛇浦地区	蛇浦公民館		
	10日	(金)	蛇浦地区	蛇浦公民館		
	11日	(土)				
	12日	(日)				
	13日	(月)	蛇浦地区	蛇浦公民館		
	14日	(火)	桑畑地区	桑畑公民館		
	15日	(水)				
	16日	(木)	下風呂地区	下風呂公民館		
	17日	(金)	下風呂地区	下風呂公民館		
	18日	(土)				
	19日	(日)				
	20日	(月)	下風呂地区	下風呂公民館		
	21日	(火)	下風呂地区	下風呂公民館		
	22日	(水)	下風呂地区	下風呂公民館		
	23日	(木)				
	24日	(金)				
	25日	(土)				
	26日	(日)				
	27日	(月)	易国間地区	中央公民館		
	28日	(火)	易国間地区	中央公民館		
	29日	(水)	易国間地区	中央公民館		
3月	1日	(木)	易国間地区	中央公民館		
	2日	(金)	易国間地区	中央公民館		
	3日	(土)				
	4日	(日)				
	5日	(月)	全地区	中央公民館		
	6日	(火)	全地区	中央公民館		
	7日	(水)	全地区	中央公民館		
	8日	(木)	全地区	中央公民館		
	9日	(金)	全地区	中央公民館	■問合せ先 役場税務会計課 課税徴収グループ ☎35－2111　内線（23～25）	
	10日	(土)				
	11日	(日)				
	12日	(月)	全地区	中央公民館		
	13日	(火)	全地区	中央公民館		
	14日	(水)	全地区	中央公民館		
	15日	(木)	全地区	中央公民館		

２月は、固定資産税の納期限です。忘れずに納めましょう!!

明るい村 明るい社会 あなたの税が生きている 風間浦村税務会計課

年金だより

国民年金の第三号被保険者制度と第三号不整合問題

第三号不整合記録の是正を進めるための法律案が、11月22日に国会に提出されています。これと並行して、日本年金機構では、第三号不整合記録を有する人の記録を訂正し、年金受給権の確保に向けた対応を進めていくこととなりました。

具体的には、まず過去２年以内に第三号不整合記録を有することが判明した人について、記録訂正に必要な届出の勧奨を行い、国民年金保険料の納付をお願いすることとしています。

第三号被保険者の届出義務

第三号被保険者になったときおよび第三号被保険者でなくなったときには、それぞれの場合に届出が必要です。

①第三号被保険者になったときの届出

配偶者である第二号被保険者に扶養されることになった場合には第三号被保険者になりますので、必ず第三号被保険者に該当する旨の届出を配偶者の勤務する会社（事業主）に提出します。

ただし、配偶者である第二号被保険者が、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある場合には、その被扶養配偶者は第三号被保険者とはなりません。

②第三号被保険者でなくなったときの届出

第三号被保険者の年収が増加して130万円以上になると見込まれる場合や配偶者である第二号被保険者が退職などによって厚生年金保険等の加入者でなくなった場合などにより配偶者である第二号被保険者の扶養から外れた場合には、第一号被保険者になります。このような場合には、必ず住所地の市区町村に第一号被保険者への種別変更届を提出してください。

第三号不整合記録への対応

第三号被保険者が第一号被保険者となった場合は、上に述べたとおり届出が必要となりますが、この届出がもれていたため、実際には第一号被保険者であるにもかかわらず、第三号被保険者期間として年金記録が管理されている場合があります（第三号被保険者記録の不整合期間）。

このような届出もれの記録をそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って本来の第一号被保険者期間に記録訂正が行われますので、保険料未納となって年金額が減額となったり、年金受給資格期間がなくなり無年金者となる可能性があります。

このため、日本年金機構では、不整合期間を有する人を対象に、不整合期間を本来の第一号被保険者期間へ変更し、変更後の年金記録をお知らせしています。

第一号被保険者期間へ変更したことにより保険料の納付が必要となった期間（過去２年以内）については、日本年金機構から国民年金保険料の納付書が送付されますので、最寄りの金融機関などで保険料を納めてください。

また、年金記録の中に不整合期間が見つかり、過去２年より前に遡って第三号被保険者に該当していた場合については、「第三号被保険者該当届（年金確保支援法用）」の届出が必要となります。

社協だより

Vol.223

平成23年度 風間浦村社会福祉協議会 中間決算報告（総括）

貸借対照表

単位：千円

勘定科目	23年度	22年度	増減	勘定科目	23年度	22年度	増減
流動資産	21,150	17,179	3,971	流動負債	4,734	4,459	275
固定資産	16,751	17,339	△588	固定負債	11,432	11,236	196
基本財産	1,240	1,240	－	負債の部合計	16,166	15,695	471
その他の固定資産	15,511	16,099	△588	基本金	1,240	1,240	－
				基金	1,211	1,111	100
				国庫補助金等特別積立金	1	225	△224
				その他の積立金	150	98	52
				次期繰越活動収支差額	19,133	16,147	2,986
				(うち当期活動収支差額)	2,906	2,158	748
				純資産の部合計	21,736	18,823	2,913
資産の部合計	37,902	34,518	3,384	負債及び純資産の部合計	37,902	34,518	3,384

脚注：減価償却累計額　13,361　12,331　1,030
千円未満切り捨て表示

資金収支計算書

【経常支出】　単位：千円

科目	23年度	22年度	増減
人件費	22,779	21,955	824
事務費	1,984	2,008	△24
事業費	4,209	3,735	474
貸付事業等支出	236	70	166
助成金	348	348	0
分担金・負担金支出	10	78	△68
【Ｂ】経常支出計	29,567	28,206	1,361

A－B（経常活動資金収支差額）	3,017	1,946	1,071
退職金積立金取崩等収入	7,713	826	6,887
福祉基金積立預金支出	0	21	△21
その他資金積立支出	7,498	73	7,425
当期資金収支差額	3,232	2,678	554

脚注：経理区分間繰入金収入・支出（内部取引）は含まず。

【経常収入】　単位：千円

科目	23年度	22年度	増減
会費収入	711	656	55
寄附金	5	67	△62
風間浦村補助金	8,297	8,063	234
風間浦村受託金	246	222	24
その他補助・受託金等	315	279	36
事業収入（非介護保険）	78	65	13
貸付事業等収入	122	173	△51
共同募金配分金	330	420	△90
負担金収入	0	0	0
介護保険収入	22,132	20,017	2,115
雑収入	283	179	104
受取利息配当金	64	10	54
積立預金取崩収入	0	0	0
【Ａ】経常収入計	32,585	30,152	2,433

脚注：各科目とも千円未満切り捨て表示

移送サービスについて ～お知らせ～

社協では、村補助金と赤い羽根共同募金配分金を財源に、次のとおり移送サービスを実施しています。

【対象者】
・常時車椅子を使用している方や寝たきりの方
・家族による送迎や、公共交通機関による移動が困難な方

【目的】
・通院や入退院（緊急時を除く）
・施設間または、病院・施設間の移動

【注意事項等】
・事前に利用申請、予約が必要です。
・デイサービス送迎車輌兼用のため、概ね10時から15時半迄の車輌運行となります。（土日、応相談）

【問い合わせ先】
社協　32－6837（担当：川島）

移送サービス車（24時間テレビ寄贈）

健　康　だ　よ　り

タバコが体に及ぼす影響

冬の総合健診も終了しましたが、健康を考えるうえで大きな問題となっているのは喫煙の問題です。近年では公共の場における喫煙に対して様々な対策がとられるようになってきました。特に 受動喫煙 に関しては世間の関心も高くなり、公共の施設だけではなく、ファーストフード店などの店舗においても禁煙・分煙の措置がとられるようになりました。

タバコは吸っている本人だけでなく、まわりの人にも大きな影響を与えます。タバコが及ぼす影響について今一度見直し、考えてみましょう。

タバコが及ぼす影響

○タバコの煙の成分には有害なものが多い！！

・ニコチン・・・・依存症の原因物質。心臓などにも大きな影響を及ぼす！
・タール・・・・・発ガン物質が多く含み、肺がんなどの原因となる
・一酸化炭素・・・赤血球が酸素を運ぶのを妨げる。呼吸器疾患の原因となる

※その他にも、歯周病や糖尿病の原因になってしまうこともあります！！

○「受動喫煙」の問題

受動喫煙とは、タバコの煙をまわりの人が吸い込んでしまうことであり、タバコの火が点いているところから出ている煙を吸うと、タバコを吸っている本人よりも多くの有害物質を吸い込んでしまいます。

○妊婦や子どもへの影響

タバコの影響は妊婦や子どもに大きく出てしまいます。妊婦の場合、早産や流産の原因になったり、乳幼児突然死のリスクが高まる可能性が指摘されています。

また、子どもの内からタバコを吸い始めると将来肺がんなどの病気になる可能性が高まるといわれています。

妊婦や子どもの周りではタバコを吸わないようにしましょう！！

はじめまして

満１歳になりました。これからもヨロシク!!

早く大きくなってね。
お外で一緒にあそぼうね。

お姉ちゃん
お兄ちゃん　より

能渡柚佳（のとゆずか）ちゃん
H22.12.31生　易国間（保護者　旭）

文化財寄贈

この度、木下ミサヲさん（下風呂）から昔の飯櫃（めしびつ）を寄贈いただきましたので、ご紹介いたします。

飯櫃（めしびつ）

炊き上がった飯を移し入れておく器である。おひつ、おはちなどともいう。

多くは木製で、白木（サワラ材）や漆器のものがある。蓋の形状によって、つめびつ、のせびつ（関西櫃、地櫃）、かぶせびつ（江戸櫃）がある。

●暮らしと電気安全

２月

今月は「省エネルギー月間」です。

国では、毎年２月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの意識啓発をはかっております。

限りあるエネルギー資源を大切にするとともに、地球温暖化を防止するため、私たち一人ひとりが、エネルギーを大切に使うよう心掛けましょう。

戸籍の窓

（12月届出分）

●お誕生おめでとう

齊藤雪愛（ふあり）ちゃん（宏樹）　下風呂

●お悔やみ申し上げます

木下しづゑさん（93歳）　蛇浦
古川眞子さん（78歳）　蛇浦
張摩京市さん（80歳）　易国間
田中ちゑさん（77歳）　易国間
坂口ちゑさん（81歳）　下風呂

私たちの村の人口

（12月末現在）

男	1,193人	（先月比－５人　）
女	1,195人	（　〃　－１人　）
計	2,388人	（　〃　－６人　）
世帯数	1,031世帯	（　〃　－２世帯）